

随意契約報告書

- | | |
|---------|--|
| 1 担当課 | 広域行政課総務企画係 |
| 2 施行番号 | 契中恵広総 第 3 号 |
| 3 事業名 | 広域ごみ処理施設整備基本計画検討業務 |
| 4 事業場所 | 中津川市・恵那市内 |
| 5 事業概要 | 発注者が作成した「一般廃棄物処理施設整備基本構想」及び既往文献を参考に、以下の業務を行うものとする。
(1) 循環型社会形成推進交付金を念頭にした調整項目の優先順位の検討
(2) 両市が行う検討の基礎資料作成
(3) 会議等の出席 |
| 6 期間 | 令和7年4月21日 ～ 令和8年3月27日 |
| 7 請負金額 | 14,465,000円 |
| 8 契約締結日 | 令和7年4月21日 |
| 9 契約相手方 | 住所 愛知県名古屋市中区栄二丁目4番3号
名称 株式会社エックス都市研究所 中部事務所
所長 東 修 |
| 10 随契理由 | 地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

別紙のとおり |

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約を締結することができる場合</p>	<p>今回の契約が左記に該当することの説明</p>
<p>不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>	<p>本業務は、令和6年度事業の一般廃棄物施設整備基本構想及び建設候補地選定基準策定関連支援業務（以下「令和6年度委託業務」という。）により策定した、ごみ処理方針の構想を基に、広域ごみ処理施設整備基本計画の策定を目標とする中津川市および恵那市（以下「両市」という。）の調整・協議事項について検討を行うものである。</p> <p>本業務の実施にあたり、両市の現状課題を把握したうえで解決に向けた方法等の提案を行うことが要求される。</p> <p>株式会社エックス都市研究所は、令和6年度委託業務の請負により、基本構想の策定、建設候補地の選定にかかる公募要項、候補地の評価基準の作成にあたり両市間の現状・課題を把握・分析されており、また、他地域での廃棄物処理施設整備に関する多くの業務実績を有している。</p> <p>他の業者へ委託となった場合、両市の現状把握やこれまでの経過について、打合せ協議等新たな経費及び期間を要すことから、今後の業務の進捗に支障をきたすため株式会社エックス都市研究所に委託する。</p>

随意契約報告書

- | | |
|---------|---|
| 1 担当課 | 広域行政課総務企画係 |
| 2 施行番号 | 契中恵広総 第 8 号 |
| 3 事業名 | 広域ごみ処理施設建設候補地選定支援業務 |
| 4 事業場所 | 中津川市・恵那市内 |
| 5 事業概要 | 建設候補地を選定するための情報提供に関して、スケジュールの検討、選定に係る評価の実施、ならびに検討委員会の開催にかかる支援を行う。
(1) 情報提供内容等の検討支援
(2) 建設候補地の評価に関する支援
(3) 検討委員会の運営支援 |
| 6 期間 | 令和7年9月29日 ～ 令和8年3月27日 |
| 7 請負金額 | 11,000,000円 |
| 8 契約締結日 | 令和7年9月29日 |
| 9 契約相手方 | 住所 愛知県名古屋市中区栄二丁目4番3号
名称 株式会社エックス都市研究所 中部事務所
所長 東 修 |
| 10 随契理由 | 地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

別紙のとおり |

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により契約を締結することができる場合	今回の契約が左記に該当することの説明
不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。	<p>本業務は、令和6年度「中津川・恵那広域ごみ処理施設整備建設候補地検討委員会」（以下「検討委員会」）により、一般廃棄物処理施設整備基本構想および建設候補地評価基準を策定し、建設候補地の選定方法として公募を実施することが決定されたことに基づくものである。</p> <p>令和7年4月から4か月間にわたり公募を実施したが、応募はなかったため、公募要件を緩和し、情報提供を受ける方式へと変更した。</p> <p>本業務の実施にあたっては、建設候補地の選定に関する事務を段階的に進める必要があり、事務局および検討委員会が行う情報提供の受付、土地の評価、両市との調整、検討委員会の開催等について、これまでの経過を十分に把握したうえで業務を遂行することが求められる。</p> <p>株式会社エックス都市研究所は、令和6年度の委託業務により検討委員会の運営や両市の会議等に関与しており、これまでの経過を把握している。</p> <p>他の業者へ委託した場合、両市の現状やこれまでの経過について新たな打合せや協議が必要となり、追加の経費や期間を要することから、今後の業務の円滑な進行に支障をきたす可能性がある。</p> <p>以上の理由により、本業務は株式会社エックス都市研究所へ委託するものである。</p>